

令和4年度第7回総会（月例）議事録

日 時	令和4年9月28日（水） 午前10時開会
場 所	市役所本館2階 講堂
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員 （1名）	穂満 和廣
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、村田、尾堂、東、児之原、吉永 専門員 水盛、高山、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 事 飯泉 主 任 米倉、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和4年度第7回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、審議に入ります前に、9月1日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、三浦事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>（三浦事務局長から職員紹介）</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、穂満委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、鳩宿委員、仮屋委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 3 ページ 10 件	
議 長	<p>それでは、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>3 ページ、番号 10 号につきましては、13 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13 番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、19 番委員お願いします。</p>
19 番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 10 号、申請事由：労力不足、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 の 19 ページにありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 10 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13 番委員着席後)</p> <p>まず、谷山、9 番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
15 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、4番委員お願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、40年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>今回、農地を取得するにあたり、利用権の設定を行い、同時に、3条許可の申請を行うものであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」9件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題2. 農地転用事業計画変更に関する件</p> <p>4ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号1号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただきたいと思えます。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：建売住宅1棟、変更後：一般住宅1棟、申請事由：継承人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和3年8月19日、許可番号：農委第0325-14号。</p> <p>資料6ページの第5条番号1と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>6ページです。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟102.68㎡、庭敷地等106.60㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南…宅地、西…市道、北…他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>当初計画者に、建売住宅2棟の建築目的で、令和3年8月19日付け農委第0325-14号により許可証を交付致しました。</p> <p>先月、8月総会において、建売住宅2棟のうち1棟を継承人が一般住宅1棟を建築したい旨の事業計画変更申請が提出され、令和4年8月26日付け農委194号により事業計画の変更承認通知を交付致しました。</p> <p>今回の事業計画変更申請は、前回同様、残りの建売住宅1棟を継承人が一般住宅1棟を建築したい旨の事業計画変更の申請が提出されたものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「10番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、10番委員どうぞ。</p>
10番委員	<p>左側の項目は承継人となっているのですが、申請事由のところは、継承人となっています。どちらが正しいのですか。</p>
事務局	<p>ご指摘ありがとうございます。承継人が正しいと思いますので、以降の議案書から修正させて頂きたいと思います。</p>
10番委員	<p>わかりました。</p>
議 長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>又、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>5ページ 1件</p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸家2棟143.41㎡、庭敷地等350.59㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東…宅地、本人畑、西…県道、宅地、南…本人畑、雑種地、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題4. 農地法第5条許可申請に関する件</p> <p>6ページ～12ページ 21件</p>	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の20件について審議していただききたいと思っております。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>

9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟96.05㎡、庭敷地等385.95㎡、東…他人畑、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟74.73㎡、通路78.00㎡、庭敷地等131.27㎡、東・北…他人畑、西…渡人畑、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟100.82㎡、庭敷地等222.78㎡、東…渡人田、他人田、西・南…渡人田、北…農道、渡人田、宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号5号、住家1棟76.33㎡、庭敷地等127.67㎡、東…私道、西…宅地、雑種地、南…宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号6号、住家1棟99.27㎡、庭敷地等176.73㎡、東…市道、西…貸人田、他人田、南…貸人田、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号7号、住家1棟49.68㎡、庭敷地等149.49㎡、東…別件5条申請地、南…宅地、渡人畑、西・北…市道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、住家1棟94.40㎡、庭敷地等175.35㎡、東・南…宅地、西…市道、北…別件5条申請地、境界…ブロック積、石積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、通路55.37㎡、東…宅地、西・南…別件5条申請地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、駐車場240.00㎡、転回場等374.00㎡、東・西・北…他人畑、南…県道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明いたします。</p> <p>現場立会いの際、当該地の一部分が駐車場として使用されておりました。</p> <p>農地法の許可手続きをせず、転用していたことから、始末書添付のうえ許可申請させ、今後は農地法の転用許可を受け、このようなことが無いよう強く指導しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、住家1棟167.95㎡、車庫1棟39.74㎡、庭敷地等287.31㎡、東…農道、西…他人畑、南・北…貸人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号12号、住家1棟114.27㎡、庭敷地等383.73㎡、東・北…市道、西…渡人畑、山林、南…渡人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、農業用機械置場124.00㎡、駐車場72.90㎡、転回場等161.10㎡、東・南…他人畑、西…水路、北…宅地、水路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路に接していませんが、申請地北側の水路には、蓋がしてあり、隣接する市道に出入りします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、駐車場432.00㎡、転回場等749.00㎡、東…宅地、他人畑、西・南・北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所からへ約3.2kmに位置する第3種農地に該当します。</p> <p>譲受人は、申請地を取得し、隣接地で操業する自社の駐車場として申請するものです。申請地は道路に接していませんが、同法人の所有する宅地の敷地内を通過して、県道に出入りします。</p> <p>なお、申請地は、転用許可を受けないまま自社の駐車場用地として、すでに整地して砂利を敷いていたことから、今回始末書添付の上、申請するものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号15号、住家1棟106.40㎡、通路112.80㎡、庭敷地等413.80㎡、東・北…市道、西…他人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所からへ約3.3kmに位置する第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>譲受人は、母親が所有する申請地に一般住宅を新築するに当たり、一般住宅建築に伴う転用面積の上限である500㎡を超過しますが、申請地は、不整形な土地であることや東・北側が市道に面していますが、高低差があるため申請地への出入りには、進入路として112.80㎡必要であり、宅地として有効活用できる面積は520.20㎡であることから、今回の申請は、やむを得ないと判断したものであります。</p> <p>番号16号、住家1棟102.06㎡、庭敷地等247.94㎡、東・南…他人田、宅地、西…他人田、別件5条申請地、北…河川管理道路、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号17号、通路189.10㎡、東・西・北…別件5条申請地、南…宅地、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、使用貸借権。</p> <p>番号18号、通路189.10㎡、東・西・北…別件5条申請地、南…宅地、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、資材置場600.00㎡、駐車場60.00㎡、転回場等641.00㎡、東…宅地、別件5条申請地、西…河川管理道路、南…他人田、宅地、北…河川管理道路、別件5条申請地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号20号、資材置場971.00㎡、通路310.00㎡、東・北…水路、西…他人田、公園、南…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、19番委員お願いします。

19番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、住家1棟47.90㎡、倉庫1棟12.00㎡、庭敷地等433.10㎡、東…宅地、西…他人畑、南…宅地、他人畑、北…県道、境界…土留、コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件</p> <p>13ページ～16ページ 11件</p>	
議長	<p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：杉、檜、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、62年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：548-7：住家1棟、15年経過、現況宅地。548-8：倉庫1棟、17年経過、現況宅地。551-6：通路として17年経過、現況道路。</p> <p>番号5号、調査結果：倉庫1棟、49年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号6号、調査結果：通路として25年経過、現況道路。</p> <p>番号7号、調査結果：通路として25年経過、現況道路。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>

15番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号9号、調査結果：杉、檜、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>
3番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：ゴキ竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：雑木・ゴキ竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5.「非農地認定に関する件」11件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6. 農用地利用集積計画に関する件</p> <p>17ページ～25ページ 16件</p>	
議長	<p>次に、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料の17ページをご覧ください。</p> <p>「議案第6号」、令和4年9月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権4件、6筆、9,935.00㎡。使用貸借権12件、27筆、18,538.00㎡。合計16件、33筆、28,473.00㎡です。</p> <p>議案書の18ページから25ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 4件	
議 長	<p>次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 まず、吉野、15番委員をお願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、下田町札ノ元地区にあり、吉野支所から西へ約2.3kmに位置し、東側は渡人畑、他人畑、西側は宅地、南側は県道、渡人畑、北側は他人畑、雑種地に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、車両置場</p> <p>4. 現況、申出地は、下田町札ノ元地区にあり、吉野支所から西へ約2.3kmに位置し、東側は宅地、他人畑、西側は渡人畑、南側は県道、北側は渡人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、4番委員をお願いします。</p>

4 番 委 員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、自然体験広場</p> <p>4. 現況、申出地は、本名町楠和田地区にあり、吉田支所から南西へ約2.9kmに位置し、東側は他人田、西・南側は農道、北側は農道、他人田に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、3番委員お願いします。
3 番 委 員	<p>ご報告します。14ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4. 現況、申出地は、石谷町馬渡地区にあり、松元支所から北東へ約3.2kmに位置し、東・南・北側は他人畑、西側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2 番 委 員	10ページですが、自然体験広場となっておりますが、具体的にどういうことをやるのですか。
吉 田 支 局	<p>認定こども幼稚園が経営する学校法人で、該当地の北側に幼稚園を経営しております。その幼稚園の園児達に、泥んこ体験といったような、自然体験をさせるということで、今回計画して申請が出されております。</p> <p>以上です。</p>
2 番 委 員	わかりました。

議	長	<p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」4件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>	
議題8. 鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について 別冊資料3			
議	長	<p>次に、議題8.「鹿児島市に対する農業・農村振興に関する意見の提出について」を審議します。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>この資料につきましては、事前に各地区推進協議会でお示しし、異議なしとの報告を受けておりますので、加筆修正等はありません。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>原案どおりでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご議題8.「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、原案どおり決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>	

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 26ページ～28ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。
9 番 委 員	報告します。26ページです。 照会日：令和4年9月8日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年9月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	報告します。27ページです。 照会日：令和4年9月1日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年9月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	報告します。28ページです。 照会日：令和4年8月23日、現況：非農地、調査結果：該地は都市計画区域外にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年9月1日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 29ページ～31ページ 17件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 32ページ～38ページ 18件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 39ページ 2件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>29ページをお開きください。</p> <p>報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は17件です。</p> <p>登記地目別では、田12筆、7,044.00㎡、畑34筆、17,544.75㎡となっております。取得した事由別数は、相続が17件。権利の種別は、所有権が17件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が15件となっております。</p> <p>30ページから31ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に、32ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅、店舗等が各1件、合計2件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が10件、共同住宅、その他が各2件、駐車場、店舗等が各1件、合計16件となっております。</p> <p>33ページは、4条関係2件、34ページから38ページは、5条関係16件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>次に39ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉田地区で1件、桜島地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>5. 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4</p>	
<p>事 務 局</p>	<p>報告事項5 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の7月分については、訪問戸数42戸、うち不在7戸、調査回答戸数36戸、貸出希望2戸61.97アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は全て終了いたしました。</p> <p>(議事終了：午前10時45分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>令和4年度第8回総会（月例）開催日時は、 10月28日（金）午前10時開会 市役所本館2階 講堂で開催します。 今回と同じ場所ですので、お間違いのないようにお願いします。</p>
事 務 局	<p>13時からの鹿児島県主催の推進会議は、13時半からの開催になります。会場は13時頃から開ける予定ですので、13時以降にこちらにお越しいただければと思います。入口の方で、資料と会議受付の方をさせていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時50分）</p>